

## 「水循環基本計画（案）」に関する意見募集の結果について

令和 6 年 8 月 30 日  
内閣官房水循環政策本部事務局

水循環基本計画（案）について、令和 6 年 7 月 8 日（月）から令和 6 年 7 月 22 日（月）までご意見を募集したところ、369 者の方からご意見をいただきました。

ご意見のうちパブリックコメントの対象となる事項についてのみ、主な意見の概要とこれらに対する考え方を、別紙のとおり、取りまとめましたので公表いたします。なお、取りまとめの都合上、お寄せいただいたご意見のうち同趣旨のものは集約整理させていただいております。

貴重なご意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。

### 1. 意見募集の概要

#### (1) 意見募集期間

令和 6 年 7 月 8 日（月）から令和 6 年 7 月 22 日（月）まで

#### (2) 意見の募集方法と意見の提出方法

ホームページ上（内閣官房HP、電子政府の総合窓口(e-GOV)）で募集し、e-GOV、電子メールにより意見を提出。

### 2. 意見提出者数

意見提出者数 : 369 者（同一人物と思われる方からの複数の意見提出を含む）

### 3. 意見の概要とそれに対する考え方

別紙「水循環基本計画（案）」に関する主な意見の概要とこれに対する考え方」

## 水循環基本計画（案）に関する主な意見の概要とこれに対する考え方

主な意見の概要	意見に対する考え方
上下水道施設の官民連携等について	
上下水道施設の管理を営利目的の民間企業にすべきでない。	上下水道事業は原則として地方公共団体が責任を持って実施すべきものでありますが、一方で、民間の創意工夫や経営ノウハウ等の活用により、効率的な事業運営や施設の改築更新を進められる等のメリットがあると考えており、官民連携は上下水道の基盤強化に向けた有効な選択肢の一つと認識しています。
ウォーターPPP等では海外の民間企業が参入する可能性もあり、外資排除を明記するなどすべき。	水道法の規定により、ウォーターPPP等に海外の民間企業が参入した場合でも、水道事業が適正かつ確実な実施が図られるものと考えております。
ウォーターPPPの参入は日本国の国益を考える国内の企業に限定として下さい。	
上下水道施設の管理は日本国または地方自治体のみが行うべき。	我が国では、上下水道事業は原則として市町村が経営するものとされており、施設管理を民間企業に委託した際も、事業の最終責任は市町村が担うこととしています。
上下水道施設の管理は国が責任を持って行うべき。	
水道は国が採算度外視して安全性を確保し安定供給に努めるべきもの。	水道法では、水道の基盤を強化することによつて、清浄にして豊富低廉な水の供給を図ることとされています。これに基づき、水道事業は、地方公共団体が責任を持って実施すべきものでありますが、一方で、民間の創意工夫や経営ノウハウ等の活用により、効率的な事業運営や施設の改築更新を進められる等のメリットがあると考えており、官民連携は上下水道の基盤強化に向けた有効な選択肢の一つと認識しています。
上下水道は、今まで通り国で運営してください。	我が国では、上下水道事業は原則として市町村が経営するものとされています。
増大する上下水道施設の更新工事費は国債で賄うこと。	ご意見として承ります。
上下水道インフラの更新だが、政府が長期・大規模・計画的に予算をつけ、責任をもって取り組むべきである。	
上下水道施設を民間に任せるメリットはなんなのか。	民間の創意工夫や経営ノウハウ等の活用により、効率的な事業運営や施設の改築更新を進められる等のメリットがあると考えております。
上下水道事業の官民連携は 慎重に行って頂きたい。	ご意見として承ります。
上下水道施設を民間企業が管理する場合には、不適正な管理や水道料金の上昇がないように、規制を設けるべき。	我が国では、PFI法に基づき、地方公共団体が条例で料金の枠組み（上限など）をあらかじめ決定することとしています。
民間参入を許可するのであれば、契約の10年間は利用料を増額しない事を明記すべき。	我が国では、地方公共団体が条例で料金を決定することとされています。増額が必要かどうかは地方公共団体の議会の判断になると考えています。
ウォーターPPPの契約期間が異様に長いのは問題だと思う。	ご意見として承ります。
水道事業従事者も公務員または準ずる役職にしたほうがよいのではないか。	ご意見として承ります。

主な意見の概要	意見に対する考え方
水質汚染を厳しく管理すべき。民営化には絶対に反対。	ご意見として承ります。
少子化や地方の人口減少を食い止めるためには、安易な官民連携ではなく、地方自治体の中にこそ、水循環や治水の専門家を育てるべきなのではないか？ インフラの老朽化や人口減少の解決策を安易にウォーターPPPに求めているように見受けられる。	ご意見として承ります。
国内の技術力知力(民営化)を用いて利益を出すことも国と民が力を合わせるべきです。	ご意見として承ります。
水道事業を私企業に丸投げすることで、国や地方の専門的知識を持つ人材が減っていくと、私企業に頼らざるを得なくなり、私企業への利益誘導が避けられなくなる恐れがあります。人材を維持する意味においても、私企業への依存度は一定レベル以下に抑えるべきと考えます。即ち、特定の作業、工事の外注にとどめ、経営的判断に私企業の意向が影響することは避けるべきと考えます。	我が国では、水道法第6条により、水道事業は原則として市町村が経営するものとされています。
民間移行後、サービスの低下、使用料の高騰など、海外では、既に結果が出ているのを先ず調査すべき。	我が国では、上下水道事業は原則として市町村が経営するものとされています。なお、海外の事例につきましても適宜情報収集してまいります。
水ももはや儲かるビジネスになっていることを知りそこに取り込まれないようにきちんとした法整備をするべき。	ご意見として承ります。
非常時を想定し、上下水道システムの分散化と広域的管理運営を進めるべき。	今後の施策の参考とさせていただきます。
水道水の広域連携に関して、広域になればなるほど、どこか一部のトラブルが広域に及ぶというリスクを考えて、見直した方が良いと思う。簡易水道には、簡易水道の良さがある。	広域化では組織の統合・管理の一体化等ソフトの連携も含まれており、必ずしも簡易水道等の小規模水道施設のハード統廃合を意味するものではありません。本計画では「上下水道施設等の再編については、基盤強化のため、地域の実情を踏まえて、広域化を推進しつつ、平時の効率性と災害時の迅速な復旧の観点も考慮し、分散型システムを必要に応じて活用する。」と記載しております。(基本計画P15)
災害時を想定し、上下水道システムの分散化を常日頃から行う。 そのためには、既存の小規模水道の水源、井戸、浄水施設等の保存を行う。 施設の分散化、経営管理の広域化を進める。	ご意見として承ります。 なお、本計画では「上下水道施設等の再編については、基盤強化のため、地域の実情を踏まえて、広域化を推進しつつ、平時の効率性と災害時の迅速な復旧の観点も考慮し、分散型システムを必要に応じて活用する。」と記載しております。(基本計画P15)
上下水道システムにおいて、DX、ITの利用を推進し、漏水の探知、スマート水道メーターの設置などを行い、スマート上下水道システムを構築すべき。	今後の施策の参考とさせていただきます。
水道インフラ整備に予算を回すべき。	水道施設整備に必要な予算の確保に努めるとともに、支援策の充実を図ってまいります。

主な意見の概要	意見に対する考え方
<p>1、目次 「5 本計画において重点的に取り組む主な内容」について ⇒「(1)施設等再編や官民連携による上下水道一体での最適で持続可能な上下水道への再構築」から「(1)事業の効率化・高度化・基盤強化の推進による最適で持続可能な上下水道の再構築」に加筆・修正すべき。</p>	
<p>P4「(本計画の対象期間)」について ⇒11行目「・・・上下水道一体での施設等再編や官民連携による事業の効率化・高度化・基盤強化の一層の推進が必要となった」から「上下水道一体での施設等再編や官民連携による」を削除し、「・・・事業の効率化・高度化・基盤強化のための様々な施策の一層の推進が必要となった」に修正すべき。</p>	
<p>P14「(2)施設等再編や官民連携による上下水道一体での最適で持続可能な上下水道への再構築」について</p> <p>2行目について： 「・・・ウォーターPPPをはじめとした官民連携や上下水道施設等の再編、DX導入等、上下水道一体として、事業の効率化・高度化・基盤強化を推進する。このうち、上下水道施設等の再編については、基盤強化のため、広域化を推進しつつ、地域の実情を踏まえて、平時の効率性と災害時の迅速な復旧の観点も考慮し、分散型システムを必要に応じて活用する」</p> <p>修正案：「・・・必要に応じて、地域の実情をと住民の合意を踏まえ、事業の効率化・高度化・基盤強化を推進する。広域化についても必要に応じて、地域の実情と住民の合意を踏まえ、様々な方策を検討し、また平時の効率性と災害時の迅速な復旧の観点も考慮し、分散型システムを必要に応じて活用する」</p>	<p>民間の創意工夫や経営ノウハウ等の活用により、効率的な事業運営や施設の改築更新を進められる等のメリットがあると考えており、官民連携は上下水道の基盤強化に向けた有効な選択肢の一つと認識しています。</p>
<p>P14「(1)代替性・多重性等による安定した水供給の確保」について ⇒8行目「・・・地下水等の代替水源の有効活用など、災害に強い水インフラ整備を推進するとともに・・・」に「をはじめ、水質を保全し水量を確保できる」を追記し、「・・・地下水等の代替水源の有効活用をはじめ、水質を保全し水量を確保できる災害に強い水インフラ整備を推進するとともに・・・」に修正。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
<p>P16 4行目について 「・・・これまでの水循環に関する施策の実施状況、残されている課題等も踏まえ・・・」に「住民参画のあり方をはじめ」を追記し、「・・・これまでの水循環に関する施策の実施状況、住民参画のあり方をはじめ残されている課題等も踏まえ・・・」にする。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
<p>水道は、自衛隊のように数km内は土地が買うことができない というポイントを押さえた規定や法令条例を発動すべき。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
<p>上下水道施設配置の最適化は、カーボンニュートラルの視点を入れるべきではなく、あくまで健全な水循環の維持・回復の視点のみにすべき。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
<p>新型コロナウイルス流行で、下水サーベイランスが注目されましたが、今後の新興感染症のパンデミックに備えて、全国で、サーベイランスの体制と統計の整備を、強化するべきだと考えます。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>

主な意見の概要	意見に対する考え方
太陽光発電について	
森林の多面的機能の低下等が明らかな太陽光発電施設の設置は原則禁止と規定すべき。	特に公益的機能の発揮を求められる森林については、保安林に指定され太陽光発電施設の設置を原則禁止にするなど開発行為を厳しく制限しています。
太陽光発電施設の設置に係る開発については、その特殊性を踏まえた許可基準の適正な運用を通じ、森林の公益的機能の確保を図る。」とされていますが意味不明瞭。	保安林以外の森林についても、一定規模を超える開発行為に対しては、林地開発許可制度により、災害の防止や環境の保全などの公益的機能が維持されるよう、都道府県が審査した上で許可することとしています。この林地開発許可制度について
太陽光発電施設設置による森林・環境への影響と災害発生の原因となることを懸念	は、近年の降雨形態の変化等も踏まえて許可基準の見直しを行っており、森林の公益的機能の発揮と調和した形で開発行為が行われるよう取り組むこととして、本計画には例えば「太陽光発電施設の設置に係る開発については、その特殊性を踏まえた許可基準の適正な運用を通じ、森林の公益的機能の確保を図る。」と記載しています（計画本文P50）。
ソーラー発電は森林の機能を低下させるので二酸化炭素削減に効果があるか不明であり、また能登半島地震被害でも明らかになったように災害対応上も問題があり、ソーラー発電施設設置は規制すべき	
水循環の重要性の見地から太陽光発電事業者に発電終了後の森林回復を義務付けるべきである。	林地開発許可により開発した発電事業の終了後について、土地利用計画として森林への原状回復等の事後措置を行うこととしている場合には、土地所有者との間で締結する土地使用契約に森林への原状回復等を行う旨を盛り込むよう開発業者に促すこととしています。
メガソーラーパネルを取り除き、植林して水源涵養に努めるべき。	
ため池やダム貯留池での水上太陽光発電について、災害時や故障時のリスクを鑑み、排除すべき。	ご意見として承ります。
水源及びダムその他の水の貯水・運用に関して、一切の太陽光発電等の自然エネルギー由来の電力の使用を禁止。	ご意見として承ります。
水源や草地での太陽光発電施設の設置は禁止すべき。	ご意見として承ります。
上水道の水源において一定規模（250kW以上が妥当と考えられる）の太陽光発電所を建設する際は、水源汚染のリスクを念頭においた環境アセスメントを実施を義務化するとともに、既に建設済みの太陽光発電施設には汚染防止の対策を完了させるまで、発電の買取を中止するなどの施策を水循環基本計画に盛り込んでいただきたい。	ご意見として承ります。
「太陽光発電施設の設置に係る開発については、その特殊性を踏まえた許可基準の適正な運用を通じ、森林の公益的機能の確保を図る」とありますが、ここでいう特殊性とは何なのか？太陽光発電施設は例外的に扱うという意図にも受け取れます。そもそも、森林地帯に太陽光発電施設を誘致すること自体が、いかなる形態であれ森林の貯留・涵養機能を損なうものであることは明白であり、このような記述自体削除されるべきと考えます。	森林を開発した太陽光発電施設の設置については、切土又は盛土をほとんど行わなくても現地地形に沿った設置が可能であるなど、他の目的の開発行為と比較して特殊性がみられます。したがって、太陽光発電施設の設置による開発に対しては、導入に伴う林地荒廃を防ぐため、他の開発行為に比べて面積要件を1.0haから0.5haに小さくしたり、設置箇所では雨水が浸透せず全て下流に流出するなどとして、厳しい条件設定の下、適正な審査を行うこととしています。
太陽光パネルからはカドミウムやヒ素などの有害物質が漏れ出るため、周囲森林そのものや水資源などを汚染するため即刻撤去し、今後の増築に関しては厳しい規制をかけるべきです。	ご意見として承ります。

主な意見の概要	意見に対する考え方
水質等について	
硝酸性窒素、亜硝酸性窒素、PFOAなどによる地下水汚染について具体的に記載すべき。	地下水汚染は、汚染原因が多岐に渡るとともに有効な対策が地域ごとに異なり、地域の状況に応じた対策を講ずることが重要であり、水質汚濁防止法に基づく地下水質の常時監視等において状況を注視しつつ、科学的知見の収集等も含め、国民の安全・安心を高めていくための取組を引き続き進めてまいります。詳細は計画本文 P47, 52, 62をご参照ください。
地下水についてPFASの定期的な検査を行い、必要に応じて対策を講じることを明記すべき。	
地下水の問題に関して、熊本県では半導体企業の参入により水質の安全性が心配されている。	
地下水の汚染の責任は排出する企業とそれを認可する、国と自治体にあります。影響を与えた企業に損害賠償を出させるべき。	
地下水の汚染状況を定期的に検査すべき。	
地下水汚染を法律（条令）等で制限すべき。	
熊本の地下水の汚染も懸念。住民の声を聴ききちんと対策をとるべき。	
水質の基準（PFAS等）を厳しくすべき。	水道の水質基準等については、最新の知見に基づき、「水質基準逐次改正検討会」において逐次見直しが行われており、現在PFASについて検討を行っています。今後も、安全で良質な水道水を常に供給できるようにするため、専門家の意見も伺いながら検討を進めてまいります。また、水道水の検査方法については、「水道水質検査法検討会」において最新の科学的知見を踏まえて今後も検討してまいります。なお、水道の水質管理については水道事業者等が行うこととなりますが、いずれの水道事業者においても問題なく水質管理が行われており、浄水処理に使用する薬品についても適切に運用されているものと承知しております。
今までの基準を見直し、新たに香料や界面活性剤、フタル酸エステル類、マイクロカプセル等を追加するとともに水道水の基準を更に厳しくしてほしい。	
水質基準の詳細が不明で不安。子ども達に安心な水を提供してほしい。	
戦後から全く見直しされてない水道水の塩素濃度も高すぎます。	
水道水への使用薬液を最低限にすべき。	
水質管理について、原因追求と対策を強化すべき。	
水道の検査水質基準を更に厳しくし、また「臭気」を人間の鼻によるものではなく、計器にしてください。	
工場や事業所からの排水規制の厳格化や見直しをすべき。	水質汚濁防止法では、公共用水域の水質の汚濁を防止するため、半導体製造工場を含む工場・事業場の排水について、有害物質に対する全国一律の排水基準を設け、排水規制の実施や排水の測定等を規定しております。これらの排水規制等については、環境中の存在状況や最新の科学的知見等に基づき見直しており、今後も引き続き見直しについて検討してまいります。
半導体工場の排水への水質検査を厳格にすべき。	
生活（家庭）排水の汚染・水質基準を強化等をしてください。	生活排水対策については、水質汚濁防止法に基づき、都道府県知事による生活排水対策重点地域の指定並びに指定地域における市町村による生活排水対策推進計画の策定及び推進等の取組を行っており、地域に即した必要な取組を引き続き進めてまいります。
家庭排水への言及がない。	
PRTR物質を多く排出する一般家庭にも、もっと対応を求める施策は必要。	

主な意見の概要	意見に対する考え方
<p>公共用水域の合成界面活性剤、抗菌防腐剤及びHEDP等有機リン化合物等、水生生物毒性を有する化学物質並びにマイクロカプセル化香料及びシリコン等、環境中に長期残留する物質による水質汚濁に係る環境基準について見直すべき。</p>	<p>環境基準は科学的な知見を踏まえ適宜改定することとされており、今後の科学的な知見の動向を踏まえ、必要に応じて検討を進めてまいります。 水質汚濁防止法に基づく排水規制については、環境中の存在状況や最新の科学的知見等を踏まえて検討しており、今後も引き続き必要な対策について検討をしてまいります。 また農業については、他の化学物質と同様に基準の設定やリスク管理の対象として、環境基本法、水質汚濁防止法、農業取締法に基づく規制が行われているところです。</p>
<p>水質汚染（合成洗剤、ナノテクノロジー、香料、有害物質、殺虫殺菌剤（農薬）、除草剤など、そしてPFAS）に対して規制すべき。</p>	<p>PFOS及びPFOAについては、令和2年度以降、「要監視項目」として、都道府県等において公共用水域・地下水の水質調査が実施されています。指針値（暫定）の超過が確認された地点については、都道府県等において、「PFOS及びPFOAに関する対応の手引き」に基づき、飲用によるばく露防止の徹底等の措置が講じられるよう、技術的助言を行っております。 また、PFOS、PFOA以外の数多く存在するPFASについては、対策の優先順位付けを検討するための有害性に関する知見を得ることを目的として、令和6年6月から「PFASに関する総合研究」を開始しております。</p>
<p>河川についてPFASの定期的な検査を行い、必要に応じて対策を講じることを明記すべき。</p>	<p>ご意見として承ります。 マイクロプラスチックについては、流出状況の実態把握や生態系影響等に関する科学的知見の収集を行っているところであり、引き続き科学的知見の収集につとめてまいります。</p>
<p>PFAS、PFOAの問題が起こっており、まずはこの問題の解決を優先するべき。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
<p>近年、水質汚染が拡大し、市民生活に脅威をもたらしています。基準は何か異常が発生すれば即座に見直して、それらを取り巻く環境や循環システムや機関も見直していくべきです。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
<p>柔軟剤等の香料など原料（マイクロカプセル等）の規制を早急に行うべき。</p>	<p>今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
<p>夏になるとキッチンの排水溝から塩素の臭いがものすごくします。そしてマンションなんかでは、お隣などから使用されてると思われる柔軟剤の臭いが上がってきまして、一軒家の前を歩くと排水溝から柔軟剤の臭いがします。</p>	
<p>早急に日用品の全成分の開示を法整備するなど、環境や生態系等に影響を与える化学物質やマイクロカプセルを日用品に添加することを禁止すべき。</p>	
<p>マイクロカプセル等の汚染が深刻であり、家庭用洗剤等にも危険性をわかりやすく示す必要がある</p>	
<p>法人としても個人としては、抗菌系洗剤、マイクロプラスチック入の商品を流さないこと、売らないこと、これらはハッキリと禁止と明記すべき。</p>	
<p>マイクロプラスチック製品の使用が私たちの命の水を汚していることも明記し、その上での水循環計画としてくださると希望します。</p>	
<p>PFASなど規制の動きがありますが、安全な水にするため、香害と言われる日用品に含まれる化学物質による健康被害についても書き込んで欲しい。</p>	
<p>PFOAの件に加え、農作物への過剰な肥料散布、過程での洗剤利用についても、国と国民が一体となり取り組む必要がある。</p>	
<p>河川、湖沼等におけるマイクロプラスチックの分布実態に関する調査は、終了までの時間短縮を最重要視してください。マイクロカプセルも調査対象にして下さい。結果は、PFAS問題のように広く国民に知らせてください。</p>	
<p>湖沼や閉鎖性海域での水質改善には、既存の下水道施設の改造や高度処理の導入が必要です。これにより、地域特性に応じた水質保全が可能となります。</p>	

主な意見の概要	意見に対する考え方
家庭排水から排出される化学物質を全て除去出来る下水処理装置の導入が必要です。激甚化している豪雨災害を考慮すると合流式の下水道の見直しも不可避と思います。	ご意見として承ります。
家庭や工場などから排出される薬や薬剤や香料などの生態系をおかしくしてしまう物質について国民の教育をあたためて行うべき。	ご意見として承ります。
健全な水循環に関する教育の推進等について、日用品が水を汚していることなどを教育すべき。	ご意見として承ります。
国民には生活排水の改善のための知識提供、啓発を行ってください。	ご意見として承ります。
農薬、除草剤の散布について、規制や使用量削減を盛り込んで欲しい。	農薬の扱い（水質汚濁）については、他の化学物質と同様に基準の設定やリスク管理の対象として、環境基本法、水質汚濁防止法、農薬取締法に基づく規制が行われているところです。
特定の施設（米軍など）の周囲で高濃度の物質（PFOS等）を検出しても、流出施設を特定しない傾向があると聞く。 どのような施設であってもきちんと、流出源を特定すべきである。	PFOS等は、既に製造・輸入が禁止されているものの、過去に様々な用途で使用されたものが環境中に残存しており、汚染源の特定が困難な場合も多くあります。汚染源の如何によらず、飲用によるばく露防止を確実に実施することが重要であり、この観点から、地方自治体に対して必要な技術的助言を行うなどの対応をしております。
現在の対策では水質汚染のリスクが十分に防げていません。具体的には、持続可能な污水处理システムの構築、下水道の整備、農業集落排水施設や浄化槽の効率化が急務です。自然の森林や草原を残し涵養機能を保全しながら新たに建設、設置より既存の設備をフルに活用する方向でお願い申し上げます。	ご意見として承ります。
P13「5 本計画において重点的に取り組む主な内容」を修正・加筆 ⇒1行目「・・・気候変動等による水災害リスクの増大など現下の社会課題や・・・」に「化学物質等による水汚染リスクへの懸念をはじめとする」を追記し、「・・・気候変動等による水災害リスクの増大、化学物質等による水汚染リスクへの懸念をはじめとする現下の社会課題や・・・」とする。	ご意見として承ります。
水源地保全等について	
外国人等による水源地・地の所有制限等を記載すべき。	
水源地・水源地は、国や自治体が管理すべきです。民間に売却せず、保全してしてください。	ご意見として承ります。
土地所有者の地下資源（主に地下水）に対する権利を海外の様に土地所有者であっても地下水資源などは土地所有者であっても公益を重視し土地の所有権と地下資源の所有権を区別する法的整備をする事を強く望みます。	土地の売買自体は、水資源の保全に支障をきたすものではなく、土地の所有者が誰であれ、その土地が持つ水源地涵養等の機能が十分に発揮されることが重要であり、本計画では例えば第2部の「3 貯留・涵養機能の維持及び向上」において、「貯留・涵養機能の維持及び向上のための取組を流域全体で推進する」とし、森林、河川等、農地、都市それぞれにおける具体的な取組を述べています（計画本文P49～51）。
水源地の外国人の購入についてはあくまで土地だけであり、水利権は日本国にある事を規定し、水資源については日本国が持つことを法制化して下さい。	
海外由来企業が日本の水源地を買い占める行為をただちに取り締まり、買収された水源地等を大至急日本国政府が取り上げられる法を作り、海外由来企業から取り上げて確保、涵養するべきです。	

主な意見の概要	意見に対する考え方
<p>山林の整備をする従事者や水源保全について国家公務員として従事してほしい。</p>	<p>林野庁においては、山林の整備や水源の保全等のための森林整備事業や治山事業を、都道府県等への支援を通じて積極的に推進しているところです。 また奥地脊梁山地や水源地に広く分布する国有林においては、国が自ら適切な森林整備・保全の取組を実施しています。御指摘の、山林を整備する従事者については、林業への新規就業者の確保に向け「緑の雇用」事業等により、就業支援対策や新規就業者の育成対策を、国の支援事業として実施しているところです。 我が国の有する広大な森林が、適切に公益的機能を発揮できるよう、国のみならず森林・林業の関係者が連携して適切に森林を管理等していくことが重要と考えており、林野庁としても、引き続き適切な森林の整備・保全等に向けた支援等を行ってまいります。</p>
<p>森と水と海を汚さない、元の綺麗な状態に戻す政策を願います。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
<p>水道水源の保全のため、上流域における汚染物の埋め立て等の規制を強力に推進すべき。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
<p>河川の堤外地に、砂層を設け、河川表流水を浸透させ、その水をくみ上げることによって、上質な水道原水を確保すべき。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
<p>森林に表流水を浸透させ、井戸で汲み上げる方式を推進すべき。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
<p>整備不足森林の増加については、全て国有林にして水源涵養に資するべきである。 このための維持・管理財源については、インフラ投資という観点から、国債発行によるものと明記すべきである。</p>	<p>ご意見として承ります。 国有林においては、国自らが適切な森林の整備及び保全を推進することにより、水源の涵養など、森林による公益的機能が十全に発揮できるよう、取り組んでいます。 加えて、平成31年に施行された森林経営管理法に基づき、経営管理が適切に実施されていない森林について、森林所有者から市町村等へ経営管理を委託する森林経営管理制度を推進するなどにより、流域における森林の水源涵養機能等の発揮に向けて取り組んでまいります。</p>
<p>地下水等について</p>	
<p>地下水利用を法律（条令）等で制限すべき。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
<p>「地下水の適正な保全及び利用」については、熊本の半導体企業誘致に伴い、地下水位が下がり、近隣の農家や酪農家の業務への影響が懸念されています。国がある程度の基準を決めたり、指導監督の立場を持たなければ、企業誘致を重視する自治体においては、地下水の枯渇や地盤沈下をはじめ、近隣の地盤産業へ悪影響を及ぼす可能性があります。</p>	<p>地下水利用については都道府県の地下水関係条例等により、地下水採取規制など地下水の保全が図られています。 また、国は地下水の適正な保全及び利用に当たり、地域の実情に応じた地下水マネジメントを推進しています。本計画では例えば「国は、地域の地下水の課題を一元的に解決し、多様な関係者の協力の下、地下水マネジメントに取り組む地方公共団体の取組を支え、応援していくための、「地下水マネジメント推進プラットフォーム」の活動を推進する。」と記載しています。（計画本文P44）</p>
<p>半導体工場など企業誘致による地下水への影響を不安視している。</p>	
<p>地下水の水質保全に全力を注いでほしい。企業誘致にもっと厳しい制限を儲けるべき。</p>	
<p>地下水の利用実態の把握、地盤沈下や塩水化、地下水汚染への対策が求められます。</p>	<p>ご指摘の内容は重要であると認識しており、本計画では例えば「持続可能な地下水の保全と利用のためには、地盤沈下、塩水化、地下水汚染などの地下水障害の防止や生態系の保全等を確保しつつ、地域の地下水を守り、有効な水資源等として利用していく必要がある。」と記載しております。（計画本文P21）</p>
<p>地下水保全は重要であり、推進すべき。</p>	<p>引き続き関係者と連携し、地下水マネジメントを推進します。</p>

主な意見の概要	意見に対する考え方
近年の半導体産業の工場進出などによる地下水使用や汚染水排水などにおいて、環境アセスメントを厳格化すべき。	ご意見として承ります。
地下水について大企業ばかり優遇するのではなく、自然、地域社会特に農業、林業を長期的に支援する仕組みを整備すべき。	ご意見として承ります。
水力発電等について	
水力発電建設による自然・生態系への影響を懸念し、新設は反対する。	水力発電施設の新設については、現在では残された適地が少なくなっているところ、本計画内の「水力発電の最大化」や「水力発電のポテンシャルを最大限活用」は、必ずしも新規ダム建設を伴うものではなく、ダムの改造や発電利用されていないダム等への発電設備の設置、気象予測技術も活用したダムの運用改善等、既存のダムや水力発電施設を有効活用することによる水力発電を最大限活用していくことを意味しております。一定規模以上の発電所の建設にあたっては、環境アセスメントの手続きが必要であり、建設を行う事業者自らが、予め環境にどのような影響を及ぼすかについて調査・予測・評価を行い、その結果を公表し、一般の意見を募集し事業に反映させる他、経済産業省が地方自治体や環境省からの意見を聞き勧告等を行っております。そのような十分な環境配慮を行いながら、水力発電の最大化を図ることは、カーボンニュートラルの実現にも繋がるものであり、今後も引き続き水力発電を活用していきます。
大規模は環境を破壊するので、Microなど規模の小さい水力発電が良い。	
水力発電のメリットデメリットを公平に扱うこと。	ご意見として承ります。
水力発電はメリットがあるものの、初期費用が高い、発電量が雨量に影響される、環境に悪影響を与える可能性があるなどデメリットの方が大きいと考えられます。	環境への影響につきましては、一定規模以上の発電所の建設にあたっては、環境アセスメントの手続きが必要であり、建設を行う事業者自らが、予め環境にどのような影響を及ぼすかについて調査・予測・評価を行い、その結果を公表し、一般の意見を募集し事業に反映させる他、経済産業省が地方自治体や環境省からの意見を聞き勧告等を行っております。水力発電は、エネルギー基本計画にも記載があるとおり、純国産で、濁水の問題を除き、天候に左右されない優れた安定供給性を持つエネルギー源であり、地域共生型のエネルギー源としての役割も期待されます。一般水力（流れ込み式）については、運転コストが低く、ベースロード電源として、揚水式については、再生可能エネルギーの導入拡大に当たっても必要な調整電源として重要な役割が期待されます。ご指摘の点にも配慮しながら、今後も引き続き活用していきます。
カーボンニュートラル前提の水力発電より国民に電力の安定供給を優先すべき。	本計画では、「水力発電の最大化」や「水力発電のポテンシャルを最大限活用し積極的な導入を促進する」のように、水力発電の最大限の活用を図るものとして記載しております。一般水力（流れ込み式）については、運転コストが低く、ベースロード電源として、揚水式については、再生可能エネルギーの導入拡大に当たっても必要な調整電源として重要な役割が期待されることから、水力発電の最大限の活用は、カーボンニュートラルの実現、電力の安定供給の両方に繋がるものと考えます。

主な意見の概要	意見に対する考え方
水力発電を推進すべき。	ご指摘のとおり、水力発電の最大化を図ることは、カーボンニュートラルの実現にも繋がるものであり、今後も引き続き水力発電を活用していきます。
雨水利用等について	
小規模で分散型の水源の考えを取り入れ、雨水タンクや井戸を計画的に整備していくことを提案。	本計画では例えば「(前略) こうした中、被災地の一部では地下水や湧水、雨水が活用されるなど、代替水源の重要性が再確認された。また、雨水も利用できる水循環型シャワーなどの新技術等の活用も行われた。これらの教訓等を踏まえ、水インフラの耐震化や早期復旧を実現する災害復旧手法の構築、地下水等の代替水源の有効活用など、災害に強い水インフラ整備を推進するとともに、災害対応上有効と認められる新技術について活用を推進する。」と記載しております。(計画本文P15)
「雨水」のふりがなの有無は、何を意味しているのか？	雨水の利用の推進に関する法律や雨水の利用の推進に関する基本方針(平成27年3月10日国土交通省告示第311号)に基づく、雨水の利用に関する記述については、「あまみず」と読むこととしています。
常日頃から雨水の利用を進めるべく、雨水利用タンクの設置や、雨水の利用の推進に関する法律の施策を推進すべき。	本計画には例えば、以下のとおり雨水の利用の推進に関する法律に基づく施策を推進することとしています。 「『雨水の利用を推進し、もって水資源の有効な利用を図り、あわせて下水道、河川等への雨水の集中的な流出の抑制に寄与すること』を目的とした雨水の利用の推進に関する法律(平成26年法律第17号)に基づく建築物を整備する場合の雨水の利用のための施設の設置や下水道施設を活用した雨水の利用を推進する。また、広報活動等を通じた普及啓発を推進する。」(計画本文P60)
雨水利用や井戸水利用は災害時などの非常時に有効であるとともに、雨水貯留には大雨時の流出抑制等の効果がある。	ご指摘の点については雨水の利用の推進に関する法律第1条に明記されており、本計画では例えば、「『雨水の利用を推進し、もって水資源の有効な利用を図り、あわせて下水道、河川等への雨水の集中的な流出の抑制に寄与すること』を目的とした雨水の利用の推進に関する法律・・・」と記載しています。(計画本文P60)
P15 8行目 他方、2050年~ 建築物省エネ法では、2025年4月から、外皮性能と一次エネルギー消費量の基準が義務化になりますが、併せて雨水の宅内涵養を義務化するべきと考えます。目詰まりしやすい雨水浸透マスをつけたから終わりではなく、持続可能な方法である植栽と自然浸透などを組み合わせる伝統的な工法も調査研究を行い、多様な手法の一つとして位置付けるべきではないかと考えます。	ご意見として承ります。
P49 4行目 都市における~ 雨水の貯留や涵養能力の向上は、市販の雨水浸透マス以上に効果のある、有機的な土木工事である自然浸透方式をもう少し普及させるべきと考えます。豪雨の後なども速やかに雨水を吸収し、治水としての役割のほか、潤いのある地盤面を構築でき、ヒートアイランド現象の軽減に役立つと考えられます。現在雨庭という括りで施工をされている事例が近隣で増えています。	ご意見として承ります。

主な意見の概要	意見に対する考え方
<p>P74 2行目 雨水の利用を社会~ 具体的にはどのような方法で事例集を作成しますか？事例を公募し表彰するなどでしょうか。</p>	<p>令和3年3月に公表した「雨水利用事例集」の更新を検討しています。</p>
<p>P78 18行目 雨水に関する調査研究 雨水の利用は、雨水タンクに貯めるなどの目に見える物だけでなく、土中に染み込ませることで地面を潤いのある形にすることで、猛暑などに有効に対応できる環境づくりが可能と考えます。多様性のある視点での調査研究につながることを望みます。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
<p>教育等について</p>	
<p>合成洗剤や柔軟剤などを使わぬように、まず公共設備（学校や役所など）から教育をお願いします。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
<p>水に関する教育に、「合成洗剤ではなく、環境汚染の少ない石けんの普及」を盛り込むべきだと思う。</p>	
<p>P69 5健全な水循環に関する教育・人材育成の推進等(1)水循環に関する教育の推進 に関連して、水循環に関する教育においても体験学習・野外学習のフィールドとして地域それぞれの水環境の活用と、その場での教育体制の充実と支援、プログラム開発が必要であることを明記していただきたい。</p> <p>教育指導者の抱えている働き方問題に絡み、地域のNPOや行政、各種団体との連携が図れる調整機能の充実が必要であることを明記。</p> <p>（連携による教育推進）の部分で、調整機能を誰が、どのように担うのが重要と考えており、その点を明記していただきたい。</p> <p>P69 現場体験を通じての教育の推進及びP74 生物調査 に関連して、新たな項目として、従来からある「全国水生生物調査」において、河川での水生生物調査および水質判定を通じた学習のさらなる拡充や協力体制の再構築について加筆していただきたい。</p>	<p>ご意見として承ります。 本計画では例えば「 ○教育ツールとして、地域の特性に合わせた水循環に関する教育の実践事例集や手引などの指導に役立つ資料及び学校教育に活用できる水循環関連の副教材を作成・更新し、学校教育の現場が主体的かつ継続的に取り組めるような環境整備を推進する。 （連携による教育推進） ○水循環に関する教育の総合的な支援体制を整備する観点から、水インフラの管理者、社会教育施設の管理者、水循環に関する学習の場で活動している各種団体等への情報提供等を推進し、学校教育関係者との有機的な連携を促進する。」と記載しております。（基本計画P72）</p>
<p>少子化が進む今だから、産業メインではなく、自然を尊ぶ心の教育に注目した水に関する循環計画を行っていただきたい。</p>	<p>ご意見として承ります。 本計画では例えば「水が国民共有の貴重な財産であり、公共性の高いものであること、人の生活の様々な面に深く関わっていること、その水量や水質等が、人の営みに大きく影響を受けること等から、国民は、子供のうちから水の大切さを学び、水を大事に使う考え方や行動を身に付けること、水が地域の歴史、風土及び文化に深く関わっていること、健全な水循環の維持又は回復の大切さ等を学ぶことが重要である。」と記載しております。（基本計画P23）</p>

主な意見の概要	意見に対する考え方
計画全般について	
水循環基本計画案に反対します。	ご意見として承ります。
本件の「意見提出が30日未満の場合その理由」は何か？	行政手続法に基づくパブリックコメントの意見の提出期間は、原則として案の公示日から起算して30日以上とされていますが、本件は行政手続法に基づくものに該当しないため、各行政機関の任意による行政手続法の規定に準じたパブリックコメントとして実施しております。本件の意見の提出期間は、これまでのパブリックコメントの実績を参考に決定しております。
第3部-1の「本計画は、水循環基本法においておおむね5年ごとに見直しを行い」とありますが、2年毎に見直ししてください。5年では長いです。	ご意見として承ります。
一部の人達の利益でなく我が国日本の利益になる事は何か、もっと考えた計画を作れませんか。	ご意見として承ります。
今回の新計画や政策で何が、または何処が大きく変わったのかが良くわからない。	今回の計画変更では、「本計画において重点的に取り組む主な内容」として、新たに「代替性・多重性等による安定した水供給の確保」、「施設等再編や官民連携による上下水道一体での最適で持続可能な上下水道への再構築」「2050年カーボンニュートラル等に向けた地球温暖化対策の推進」「健全な水循環に向けた流域総合水管理の展開」を設定しています。また、その他、水循環に関する情勢の変化を勘案しつつ、及び水循環に関する施策の効果に関する評価も踏まえ、変更を行っています。
この度の基本計画案が総花的に網羅された資料に見え、魂が抜けている印象を受けるのは何故でしょうか。	水循環基本計画は、水循環基本法に基づき、政府が、水循環に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため策定するものです。そのため、水循環に関する各種施策が記載されています。
水資源について、国家としての考えがあまりにも幼稚。	ご意見として承ります。
長い目で見て計画を立てて実行すべき。本気で日本のことを考えて立て直すべき。	ご意見として承ります。
<p>これらの計画は、メリットの記載しかされていないが、デメリットも考慮して計画されているのか。</p> <p>もし、デメリットを考慮されていないのであれば、考慮し国民にその結果を公開すべき。</p> <p>デメリットを考慮して、メリットが上回ると判断した結果の計画であるならば、その内容を公開すべき。</p> <p>能登地震での復旧についての記載があったが、これは単に国の行政の失策であると感じられ、民間の必要性とは関係ないと思われる。このことについては、もっと納得のいく根拠を示すべき。</p> <p>SDGsやカーボンニュートラルについての記載があったが、これについても日本にとって明確に国益になることを示すべき。レアメタルの採掘において、アフリカでは劣悪な環境で作業されていると聞く、ソーラーパネル、水力発電は、自然を破壊している。どこが持続可能か。CO2の排出量も、日本は、全体の3%である。中国は、3割以上、米国は、約15%。逆に、他の国が3%にすればいいんじゃないのか。</p> <p>また、民間と連携しなければならない理由が曖昧で、民間との連携の必要性が感じられない。例えば、水道料金が安くなるなどの経済的なメリットは、必ず考慮すべき。上記より、不可解な持続可能な社会が最優先で経済は二の次という理屈はなりたない。</p> <p>この計画自体白紙にするべきであるが、どうしても計画を通すならば、責任を明確にし、料金等経済面で悪化した場合、責任の取り方、以前の状態に速やかに戻せるような内容も計画に入れておくべき。</p>	ご意見として承ります。

主な意見の概要	意見に対する考え方
その他	
土葬について、記載がない。	ご意見として承ります。
流域で生産された農産物を流域で消費することが流域の農地の維持につながることを、流域産流域消の取り組みを進めることを入れてください。	ご意見として承ります。
環境行政の総括をしないと、的確な水循環基本計画が、なり立たないと思います。	ご意見として承ります。
<p>水循環基本計画につき、以下の対応を求める。</p> <p>(1) 流域水循環計画においては、河川及び沿岸域が本来有する物質移動及び物質循環の機能を害しないものとする</p> <p>(2) 流域水循環計画の策定においては、河川及び沿岸域が本来有する土砂移動や栄養塩を含む物質循環の機能が失われているとの前記1の指摘のうち、水循環基本計画（案）に記載されていないものについても検討のうえ、施策を定めること</p> <p>(3) 水環境及び水循環と生態系に係る施策においては、水質や水量の維持・改善のみならず、河川及び沿岸域が本来有する土砂移動や栄養塩を含む物質循環の機能の維持・回復についての施策を定めること。</p>	<p>ご意見として承ります。</p> <p>なお、流域マネジメントにおいては、流域総合水管理の考え方を踏まえつつ、流域ごとに流域水循環協議会を設置し、当該流域の流域マネジメントの基本方針等を定める流域水循環計画を策定し、流域水循環協議会を構成する行政などの公的機関が中心となって、各構成主体が連携しつつ、流域の適切な保全や管理、施設整備、活動等を地域の实情に応じて実施するよう努めるものとしており、地方公共団体等とも連携しつつ健全な水循環の維持又は回復に向けた施策を推進してまいります。</p>
毎年のように繰り返す水災害や公害問題にも十分対応できずにいる現状を説明していません。国として責任をもって施策を記載等すべき。	気候変動と水災害は水循環をめぐる重要な課題と認識し、「第1部 水循環に関する施策についての基本的な方針」において(災害への対応)や、「第2部 水循環に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策」において災害への対応を記載しています。なお、より具体的な施策については、災害や環境に係る各種計画等で記載しています。
まずは農家に支援金を与えて価格保障、買取制度などを導入しないと農家が存続できず農地による水循環は達成できない。また農業が外資になれば政府の水循環計画などは無視するだろう。P55の災害時の農業への支援は必ずおねがいしたい。	<p>ご意見として承ります。</p> <p>また、基本計画P57に記載のとおり農地・農業用施設に係る大規模自然災害時の対応として、農林水産省・サポート・アドバイス・チーム(MAFF-SAT)を派遣し、被災した地方公共団体と連携して、被災状況の確認、被災地の早期復旧等に対する技術的な助言・指導等を推進することとしています。</p>
環境や人体への影響を考慮した事業や、有害な化学物質を使わずに自然に近い添加物を含まない製品に対して助成金をつけるなど環境保全と健康や安全に矛盾しない国の姿勢を求める。	<p>ご意見として承ります。</p> <p>なお、「健全な水循環(人の活動及び環境保全に果たす水の機能が適切に保たれた状態での水循環)」を水循環の目指すべき姿として、計画策定等を行っています。</p>
海水の利用も考えては如何か。我が国には、海水を真水に戻す優れた技術があり、民間活用と言うなら、それこそこのようなところで活用すべきである。	ご意見として承ります。
「サプライチェーンの強化等を念頭においた半導体等の生産拠点の整備による新たな水需要に関しては、水の有効利用が図られるよう、様々な取組を推進する。」とは何でしょうか。農業用水が最優先ではないか。	ご意見として承ります。
再生可能エネルギーなるものの導入を推進されておられますが、これは本案の目的と両立しないのではないのでしょうか。	再生可能エネルギーの導入は、気候変動対策の緩和策として重要であるとともに、健全な水循環の維持・回復にも重要な施策となります。
水、土地、河川、田畑など水循環において重要な場所には神社や祠があり、それらも重視していただきたい。先人が残したということは何か意味があったと考えるべきでは。	ご意見として承ります。

主な意見の概要	意見に対する考え方
海外への水ビジネスで得られた収益を、各自治体の水道事業に還元すべき。	ご意見として承ります。
地震、津波、洪水等の災害を想定して、常日頃から「フェーズフリー」のインフラ施設の整備等を行うべき。	ご意見として承ります。
既存の水関係の法律の検証、新たな上下水道法、流域総合管理法等の制定について検討すべき。水循環政策を強力に推進するため、水循環管理庁を設置すべき。	ご意見として承ります。
し尿については、下水道、浄化槽、し尿処理施設、農村集落排水等で処理されており、水循環の観点からし尿処理所管官庁の整理すべき。	ご意見として承ります。
<p>大容量のウルトラファインバブルUFB（気泡径mmの1/1000のマイクロバブルのさらに1/1000）を発生する技術・ノウハウを保有している。UFB効果により下水中のBODを主体とする汚濁物質が瞬時に分解され、余裕をもって排水基準値をクリアする。また窒素N2、リンPの減少も確認済み。</p> <p>活性汚泥法では水循環には役に立たないと思いますので、このUFB法をお奨めしたいと思います。</p>	ご意見として承ります。
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 河川上流の森を守る。一般財団法人日本熊森協会が令和5年7月27日に林野庁長官 青山豊久に提出し既に20年以上の実績のある森の天然林化を早急に行う。山の土の保水力を低下を防ぎ、土砂災害の頻出を防ぎ国民の生命と財産を守る。</li> <li>2 1000年以上の耐用性が実証されている我が国の古墳の土木技術を利用して、河川下流域にスーパー堤防を建造する。</li> <li>3 地震、噴火の自然災害がいつおきても不思議ではなく、給水及び排水施設は、地域ごとにきめ細かに設置していく。</li> <li>4 上水道に塩素殺菌を取りやめ、微生物の活用を進める。</li> <li>5 下水の汚泥を堆肥に利用し、化学肥料農業の使用を減らしていく。</li> <li>6 湧き水の利用を進めるも、地球内部については我々人類に知見がほとんどない故地下水の汲み上げ利用は、生活水の用途にとどめる。工業用水としての使用を取りやめる。</li> <li>7 雨水には、大気中のさまざまな異物が含まれており、飲用水として使用しない。工業用水に用途を限定して使用する。</li> <li>8 市街地の道路に地下道を設置し、電気、ガス、通信と共に上水道及び下水道の社会インフラを進める。</li> <li>9 国及び地方公共団体は、日銀通貨に替わる独自通貨を発行する。財務省造幣局から1枚20円で仕入れた紙幣を1万円札として発行し、その粗利9980円を財源に充てる。</li> <li>10 我が国日本が、まず国際社会にお手本を示してから国際協力及び連携を提言する。</li> </ol>	ご意見として承ります。
カーボンニュートラルの取組が健全な水循環の維持・回復に有効とする考え方を安易に採用してはならない。	ご意見として承ります。
我が国は2050年カーボンニュートラルを取下げ、我が国も二酸化炭素排出国の中華人民共和国、インド、アメリカ合衆国の火力発電増強政策に歩調を合わせるべきである。	ご意見として承ります。
健全な水循環の維持・回復は集水域・流域単位、地球温暖化対策は全地球的に取り組むべきである。	ご意見として承ります。
健全な水循環の維持・回復に資する科学技術の振興のためには、国内研究者向けの研究費をまかなうための投資的国債発行によるファンド創設を記述すべき。	ご意見として承ります。
未来の地球のためによく考察していただき、適切な水循環の世界を希望いたします。	ご意見として承ります。

主な意見の概要	意見に対する考え方
<p>水路や河川に生物が住めるような整備の仕方をお願いいたします。</p> <p>生態系の保全・再生の取組を推進することのだが、魚道についての政策はどうなっているのだろうか。</p> <p>魚道は生態系を維持するのに極めて重要な施設に思う。だが、その整備や維持が効果的に出来ているとは思えない。土砂などで埋まって水が流れていない魚道、そもそも設計が悪くて遡上できない魚道、遡上が効率的に出来ていないと思われる魚道など、様々な魚道が散見できる。</p> <p>生態系の保全・再生の取組を推進するのであるならば、国が効果的な魚道の整備を法律として、具体的に定めるべきである。</p> <p>また、魚道から魚道への導線の確保や、最終的な産卵場所の確保も法律として定めるべきである。導線が確保できていない河川では、次の魚道まで進むことが難しい場所も散見できる。</p> <p>魚道が出来てから年月が経ち、どのような魚道が相応しいのか、どのような環境が動植物に好ましいのか、データは集まっているはずである。</p> <p>自然に近い河川の整備を進めるために、河川に関する法律の見直し・策定を進めるべきではないだろうか。</p>	<p>ご意見として承ります。</p> <p>なお、本計画には例えば「 ○河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史、文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全、創出するために河川管理を行う多自然川づくりを推進する。（計画本文P65） ○農地、農業水利施設等は食料の生産基盤であるとともに、生物の生息・生育・繁殖環境として重要な役割を果たしている。このため、農村地域の生態系ネットワークの保全、回復の視点も含め、河川及び湖沼の取水施設における魚道の設置及び改良、水田と水路の連続性の確保等による魚類等の遡上・降下環境の改善、魚類や水生生物等の生息・生育・繁殖環境の保全に配慮した水路整備等を推進する。（計画本文P66）」と記載しております。</p>
<p>水の収支の懸念。熊本の半導体工場の誘致では、水供給が困難である。</p>	<p>ご意見として承ります。</p> <p>なお、地下水の適正な保全及び利用に当たっては、地域の実情に応じた地下水マネジメントを推進しております。</p> <p>本計画では例えば「国は、地域の地下水の課題を一元的に解決し、多様な関係者の協力の下、地下水マネジメントに取り組む地方公共団体の取組を支援、応援していくための、「地下水マネジメント推進プラットフォーム」の活動を推進する。」と記載しています。（計画本文P44）</p>
<p>地表水と地下水のベストミックスによる水資源管理については、地表水の多くが既得水利権の形で「民」が利用するケースが多く、既得水利権者の協力なしに円滑にその調整を行うことは困難である。</p> <p>このため、行政は、これらの施策検討の早い段階から既得水利権者等の参画を前提として検討を進めることが重要である。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
<p>「安易な地下水依存」の発想から、半導体関連産業の集積等による地下水収支の悪化（面的開発に伴う涵養減や大量の地下水採取等）の結果、長い歴史を通じて行われてきた地下水の持続的利用とその恵沢を享受する国民の文化が危機的状況に陥るような事例も発生している。</p> <p>このような経済社会開発と環境・文化のぶつかり合いは避けなければならず、産業政策の検討の初期段階において、国民の意見を政策に反映させるための仕組みと行政サイドの配慮が求められる。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>

主な意見の概要	意見に対する考え方
<p>行政は、国民を単に国又は地方公共団体が実施する水循環に関する施策への協力者とみなすのではなく、EBPMによる国民に開かれた政策検討の重要なプレーヤーとして水循環に関する情報の積極的な提供を行い、広域的で中長期的な総合水資源管理計画の策定における目標設定から具体的な行動計画策定等のプロセスに至るまでの参加を推進することで、持続的な水循環利用が実質的なものとなるよう努めることが重要である。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
<p>P48 8行目 このため～          直行集成板が例として挙げられているが、我が国には木材を伝統的な工法でつくる技術体系があり、その修繕技術はユネスコの無形文化遺産にも登録されている。町中の仕事にも同じ技術体系として連綿と続いている。伝統構法等の明記をしていただくことで、技術の承継に繋がり、森を守り水を守ることや、技術継承をしながら地域経済を活性化させることが可能と思われる。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
<p>P54 1行目 流域治水の取組み～          農業人口が減っている中、田んぼをダムとして活用するにはどのような使い方がありますでしょうか。農地の管理も含め考えていく必要があると思われま。</p>	<p>水田の排水口に流出量を抑制するための堰板や小さな穴の開いた調整板などの器具を取り付ける「田んぼダム」の取組を実施することにより、水田に降った雨水を時間をかけてゆっくりと排水し、水路や河川の水位の上昇を抑えることができます。その「田んぼダム」の取組を実施することにより、「田んぼダム」を実施する地域やその下流域の湛水被害リスクの低減が図れます。</p> <p>また、「田んぼダム」は作物の生産に影響を与えない範囲で、農業者の協力を得て実施する取組であり、取組を継続的に実施するには、農作業への影響や取組の労力を最小限にするための工夫が欠かせません。</p> <p>水田の「田んぼダム」としての活用に当たっては、農林水産省Webサイトで『「田んぼダム」の手引き』を公表しており、参考にいただければと思います。（以下、【参考】のURLをご参照願います）</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「田んぼダム」の手引き（令和4年4月）【概要版】</li> </ul> <p><a href="https://www.maff.go.jp/j/nousin/mizu/kurasi_agwater/attach/pdf/ryuuki_tisui-66.pdf">https://www.maff.go.jp/j/nousin/mizu/kurasi_agwater/attach/pdf/ryuuki_tisui-66.pdf</a></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「田んぼダム」の手引き（令和4年4月）【本文】</li> </ul> <p><a href="https://www.maff.go.jp/j/nousin/mizu/kurasi_agwater/attach/pdf/ryuuki_tisui-67.pdf">https://www.maff.go.jp/j/nousin/mizu/kurasi_agwater/attach/pdf/ryuuki_tisui-67.pdf</a></p>
<p>P62 23行目 河川全体の～          自然の営みを視野に入れていく場合、現在後期短縮などのためにコンクリートカルバートを用いて河川改修が行われているが、近隣の河川でも、工事後に動植物が寄りつかないなど生態系の保全には反していると考えられます。籠石や炭化杭などによる方法をより一般的にし、森林の有効利用も考えていく必要があるのではないかと考えます。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>

主な意見の概要	意見に対する考え方
<p>P67 P13行目 イ 森林整備・保全による温室効果ガスの吸収源対策 適切に伐採された樹木を適切に使用することもそうしていくことが必要で、適材適所で木材を土木や建築に用いていくことが必要です。身近な木材利用は、市民の意識向上にも繋がり、さらなる山の健全化、水の健全化につながるものと考えられます。</p>	<p>本計画では例えば「水源涵養機能等の森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るため、これらの森林を有する山村に安定的な雇用を創出しつつ、山村に人が定住し、林業生産活動等を通じて森林を整備及び保全する必要がある。このため、直交集成板（CLT）などの木材利用拡大や国産材の安定供給体制の構築、新規就業者の確保・育成や山村の地域資源の活用への支援等を行うことにより、豊富な森林資源の循環利用を図り、山村の活性化を推進する。」と記載しております。（計画本文P50）</p>
<p>4. **気候変動による水災害リスクへの対応**： 頻発する豪雨や渇水に対して、流域治水や流域総合水管理の強化が不可欠です。地域特性を踏まえた包括的な水管理を実現するための施策が求められます。</p>	<p>気候変動による水災害リスクへの対応や渇水への対応は重要であると認識しております。国・都道府県・市町村、地元企業や住民等あらゆる関係者が共同する流域治の取組や流域総合水管理を推進するとともに、地域の特性を踏まえた、水循環施策の総合的かつ一体的な管理を推進しています。 本計画には例えば、「都市部と農村部では、人口、産業構造、経済社会、自然環境の状況など地域の特性・特徴が異なるため、地域の実情に応じた水循環の在り方が求められる。そのような中、各流域において、人の活動及び環境保全に果たす水の機能が適切に保たれた状態である健全な水循環を維持又は回復するためには、流域の総合的かつ一体的な管理が重要となる。さらに、こうした取組は、人の生活に潤いを与え、持続可能な産業や社会の健全な発展にも貢献する重要な取組である。」と記載しております。（計画本文P18～19）</p>
<p>水に関連する基本重要インフラは国防の観点からでも国が管理をすべきです。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
<p>太陽光発電も水力発電の現状は環境負荷が大きく環境破壊のさなかであり本末転倒。概念、観念に紐づいた目先の利益に飛びついているようなものなので、やるのであれば環境保全をもっと手厚くすべき。</p>	<p>ご意見として承ります。 なお、本計画では例えば水の適正かつ有効な利用の促進等に資する水環境や生態系の保全、貯留涵養機能の維持及び向上に資する森林保全など環境保全に取り組むこととしております。</p>
<p>水循環の目的の明確化が必要 日本国土における衛生環境保護によって生じる日本人の幸福追求、したがって、外資はこれを一切認めない。 問題となっている水源地の中国企業による買収は、これをみとめず、すべて国有地とする。 上下水道、ダムは第3セクター運営とし、民間議決権は30%未満とする。 （株式市場におけるA優先株？） 水循環は今までの常識にとられない。例えば、『福島モデル』の導入を検討する。同モデルの検証のため、福島県（特にいわき市）を水循環モデル研究都市とする。 これにより、原発風評被害の福島県を救うと共に、同県は人口、産業などがほぼ日本の中間なので、モデルとしては最適であり、研究も進む。 この研究所には技術協議会を設けて、技術士（上下水道、建設、衛生、環境、農業、森林など）を積極的に参加を呼び掛ける。 太陽光は環境によいとされるが、LCC？は悪く、生涯CO2排出量はガソリンエンジンよりむしろ悪い。森林を切り開いてまですることではない。建屋の屋上利用推進によるエネルギーの地産地消を行い、直流生活の導入により、交直変換ロスをなくす。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>

主な意見の概要	意見に対する考え方
<p>一部の生物多様性の観点から重要度の高い湿地において、開発案件における保全上の配慮を促すという重要湿地選定の趣旨・目的が徹底されていないので、次のように追記修正すべきである。</p> <p>「生物多様性の保全上重要な湿地として選定した「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」においては、開発案件における保全上の配慮を促す等のために選定・公表していることから、特に当該開発を回避する保全上の配慮を促す。」</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
<p>能登半島のインフラ復旧を早急に進めて頂きたいです。</p>	<p>関係省庁と連携しつつ、引き続き復旧に努めてまいります。</p>
<p>地方公共団体を民間団体等とのマッチングを進めるとあるが、利益追求のために企業が関与した民間団体や国外の団体は排除すべきである。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
<p>地球温暖化の主原因は二酸化炭素だけではなく、農薬・除草剤・化学肥料・野焼き・花火・爆竹・線香・香料・合成洗剤・柔軟剤・マイクロプラスチック（香りカプセル等）・アルコール殺菌消毒剤などが大気中に常時放出するVOCと原発からの排温水による海水温の上昇は隠れた最大の原因です。</p> <p>上記にのべた化学物質の規制を行うべきだと思います。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>